【振動の特定施設】

- ・「法律」=振動規制法に定める特定施設(振動規制法施行令別表第一)
- ・「条例」=宮城県公害防止条例に定める特定施設(公害防止条例施行規則別表第一第五号)

「「未内」一音观宗公音的正未内に足める行足地政(公音的正未内地行 規則加及第一第五方)					
番号	法律	条 例	施設の種類		規模又は能力
1	0	0	金属加工機械	イ 液圧プレス (矯正プレスを除く)	
				ロ 機械プレス	
				ハ せん断機	原動機の定格出力が 1kw 以上
				二 鍛造機	
				ホ 機械プレス	呼び加圧能力が
					294 キロニュートン以上
				へ ワイヤーフォーミング	原動機の定格出力が 37.5kw 以上
				マシン	
2	\circ	0	圧縮機(振動規制法施行令別表第一第二号の規定に基づき、 一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環 境大臣が指定するものを除く。)		原動機の定格出力が 7.5kW 以上
3	0	0	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上
4	0	0	織機 (原動機を用いるものに限る)		
5	0	0	コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 2.95kw以上
					原動機の定格出力の合計が 10kw 以上
6	0	0	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
				ロチッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
7	\circ	0	印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 以上
8	0	0	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機を除く)		原動機の定格出力が 30kw 以上
9	\circ	\circ	合成樹脂用射出成形機		
10	\circ	\circ	鋳造成形機 (ジョルト式のものに限る)		
11		0	金属加工の用に供する施設	(1)圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上
				 (2)製管機械	
				(3)ベンディングマシン (ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 3.75kw 以上
12		0	ディーゼルエンジン (専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く)		定格出力が 10kw 以上
13		0	冷凍機		原動機の定格出力が 7.5kw 以上